

# 「雇用保険の適用拡大等について」

平成 29 年 2 月 14 日

圓山社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 圓山光夫

## I. 雇用保険の改正

「雇用保険法等の一部を改正する法律（以下、改正法）」が、平成 28 年 3 月 29 日に可決・成立し、同月 31 日に公布された。改正法の内容は、以下の通り。

### ① 65 歳以上の者への雇用保険の適用拡大（平成 29 年 1 月施行）

### ② 失業等給付に係わる雇用保険料率の引き下げ（平成 28 年 4 月施行）

1%→0.8%に引き下げ 平成 29 年度から 3 年間 0.6%に下げる方針を固めたという  
新聞記事はあったが、公式にはでていない。

### ③ 雇用保険の就職促進給付の拡充（平成 29 年 1 月施行）

早期再就職の場合の再就職手当の給付率を引き上げ等

所定給付日数の 3 分の 1（3 分の 2）以上を残して再就職

50%→60% 60%→70%

### ④ 育児休業・介護休業に関する見直し（平成 29 年 1 月施行、一部平成 28 年 8 月施行）

育児休業の対象となる子の範囲拡大

育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件緩和

介護休業の分割取得（3 回まで、計 93 日）

子の看護休暇・介護休暇の半日単位取得

介護休業給付率の引上げ（賃金の 40%→67%） 平成 28 年 8 月施行

### ⑤ 特定受給資格者の基準の見直し（平成 29 年 1 月施行）

賃金額の 3 分の 1 を超える額が支払期日までに支払われなかった月が 1 か月以上（従来は 3 か月）

育児・介護休業法上の義務違反（休業・休暇の申出を拒む等）

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いがあった場合を追加

### ⑥ シルバー人材センターの業務拡大（平成 28 年 4 月施行）

都道府県知事が、市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週 40 時間までの就業を可能とする（従来は週 20 時間）

### ⑦ 妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け（平成 29 年 1 月施行）

妊娠、出産、育児休業、介護休業の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け

※労働者本人のことでなく、子供、介護を要する親などの弱者家族のためのことであり、公器としての企業では、従業員が働きやすい環境作りは正しい方向と思う。

平成 29 年 1 月 1 日から 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象（雇用保険の適用を満たす場合）  
「高年齢被保険者」（従来の「高年齢継続被保険者」は「高年齢被保険者」に移行され廃止）

趣旨：生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある 65 歳以上の雇用が一層推進されるようにする。

- ①（役員を除く）65 歳以上の雇用者数：H14 153 万人 → H26 320 万人（2.2 倍）
- ②65 歳以上の新規求職申込件数：H2 84,204 件 → H26 431,023 件（5.1 倍）
- ③65 歳以上の就職件数：H2 9,011 件 → H26 74,746 件（8.3 倍）

II. 現状

- ①新たに雇用する 65 歳以上の労働者は、雇用保険の適用除外
- ②65 歳以前から引き続き雇用している労働者は、65 歳から「高年齢継続被保険者」として適用
- ③毎年 4 月 1 日時点で、64 歳以上の被保険者は雇用保険料免除
- ④「高年齢求職者給付金」は、1 回限り

III. 改正後

別紙参照（適用要件に該当する 65 歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例）

IV. 助成金

(1) 高年齢者雇用開発特別奨励金

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の方について、「高年齢被保険者」（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上）として雇用保険の適用対象となることで、

労働者要件

- ① 雇入れ日現在の満年齢が 65 歳以上の人
- ② 紹介日に雇用保険の被保険者でない人（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

事業主要件

- ① ハローワーク等の紹介により、1 年以上継続して雇用することが確実の労働者を雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

※ その他各種要件があり、確認をすること。（窓口行政機関：ハローワーク）

支給額

対象労働者の 1 週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30 時間以上（短時間労働者以外）	70(60)万円	35(30)万円 × 2 期
20 時間以上 30 時間未満 (短時間労働者)	50(40)万円	25(20)万円 × 2 期

※()内は中小企業以外の企業に対する支給額

(2) 高年齢者雇用安定助成金

- ① 高年齢者活用促進コース
- ② 高年齢者無期雇用転換コース

(窓口機関：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

(3) 65歳超雇用推進助成金（平成28年10月19日より）

高年齢者の安定した雇用の確保のための定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して助成金を支給する。

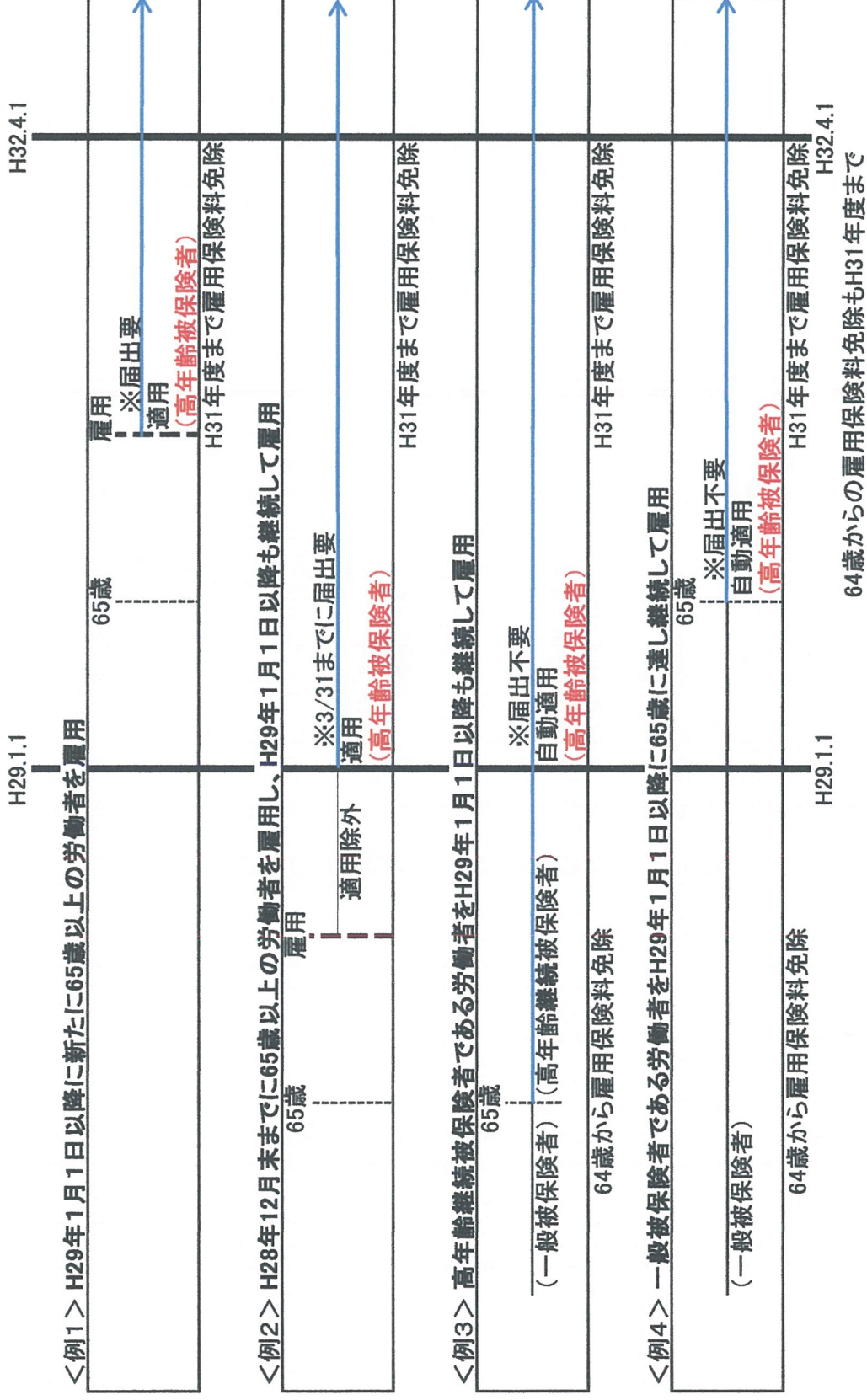
65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳から69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を併せて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となる。

※その他各種要件があり、確認をすること。

(窓口機関：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

## 《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》



適用要件: 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること

給付金: 高年齢被保険者として離職し、求職活動をする場合に高年齢者求職者給付金(一時金)を支給、年金と併給可能。  
 雇用保険に加入していた期間が通算して6ヶ月以上あれば、回数制限なし。  
 育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金も条件を満たせば支給対象。  
 就職促進給付(常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費(求職活動支援費))も支給対象となる。